

<表明文>

消費者対策推進事業について

令和7年3月



葛飾区長 青木 克徳

葛飾区では、区民の皆様とともに、「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く 暮らしやすいまち・葛飾」を実現していくために、区民が安全・安心に暮らしていけるよう、消費生活相談の実施や、日々の暮らしに役立つ様々な消費生活情報を提供してまいりました。また、各種講座の開催やイベント等を通じて、区民の皆様の消費者被害を未然に防止する取組を続けてまいりました。

令和6年度は、高齢者や障害者、若年層など全世代が自立した消費者として行動できるよう、消費者教育を実施いたしました。実施に当たっては、国の「消費者行政強化交付金等」を財源として、講座の開催や消費者被害防止キャンペーン事業での啓発チラシの配布、区内掲示板や路線バスへの啓発ポスターの掲示などによる注意喚起を行い、区民の皆様の不安解消に努めてまいりました。

令和7年度におきましても、引き続き、地域の皆様や活動団体と共に行うイベントや、路線バスの車内広告などによる消費生活情報の周知に積極的に取り組むことにより、消費者施策の充実を図ってまいります。

葛飾区はこれからも、区民の消費者としての権利を守るために、地域の皆様や活動団体、事業者の方々と連携・協働を深めながら、消費者行政を推進してまいります。